

17.城山台2地区整備計画区域

別表第2.用途の制限(第4条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
城山台2地区	<p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 工場(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内であり、かつ、出力の合計が0.75キロワット以下の原動機を使用するパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもの(原動機を使用する魚肉の練製品の製造又は糖衣機を使用する製品の製造をするものを除く。)を除く。春木町地区整備計画区域の項及び尾上町地区整備計画区域の項において同じ。)</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) ホテル又は旅館</p> <p>(6) 自動車教習所</p> <p>(7) 床面積の合計が15平方メートルを超えるもの畜舎</p> <p>(8) カラオケボックスその他これに類するもの</p>

別表第5.敷地面積の最低限度(第7条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
城山台2地区	160 平方メートル

別表第6.壁面の位置の制限(第8条関係)

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
城山台2地区	1 メートル	<p>(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの</p> <p>ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である物置その他これらに類する用途に供するもの</p> <p>(2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車庫等</p>

別表第7.高さの最高限度(第9条関係)

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
城山台2地区	20メートル(市道金堀町34号線の道路境界線から水平距離が30メートル以内の範囲における建築物にあつては10メートル)